

議案第44号

基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例の制定について

基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例を次のように定める。

平成28年12月5日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例

(設置)

第1条 基山町農業委員会の委員（以下この条及び第3条において「農業委員会委員」という。）の任命に当たり、農業委員会委員の候補者（以下「委員候補者」という。）を選考するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、基山町農業委員会委員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 選考委員会は、町長の諮問に応じて、委員候補者の選考に関して、調査及び審議し、答申する。

2 選考委員会は、委員候補者の選考に当たり、委員候補者の活動歴等の審査を行うとともに、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等を行うことができるものとする。

(組織)

第3条 選考委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 自治会等地域の代表者を経験したことがある者
- (2) 農業委員会委員を経験したことがある者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 町職員のうちから町長が指名する者
- (5) その他町長が必要と認める者

3 委員は、委員候補者を推薦し、これらの委員候補者として推薦を受け、又はこれらの委員候補者として応募していない者とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 選考委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、選考委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 選考委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長が選出されていないときは、町長が会議を招集する。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第7条 委員長は、会議ごとに会議録を作成し、委員長が指名した委員1人とともに署名しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密保持義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、当該会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(報酬等)

第10条 委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例(平成26年条例第29号)の定めるところによる。

(庶務)

第11条 選考委員会の庶務は、産業振興課において処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、選考委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

基山町農業委員会の委員の任命に当たり、委員の候補者を選考するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、基山町農業委員会委員候補者選考委員会設置条例を制定する必要がある。

平成28年12月13日原案可決